

令和8年度新潟県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

訪問介護等事業所が実施する人材確保や経営改善、地域における在宅介護の提供体制づくりのための取組に係る経費を支援します。

対象サービス

- ①訪問介護（基準該当サービス、離島等相当サービスを含む。）
 - ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ③夜間対応型訪問介護
 - ④通所介護
 - ⑤地域密着型通所介護
- ※サービスごとに対象となる補助メニューが異なります。

申請期間

7月3日（金）～ 7月31日（金）

※予算額を上回る申請があった場合は、1法人あたりの決定事業所数を絞ったり、交付決定とならないことがあります。

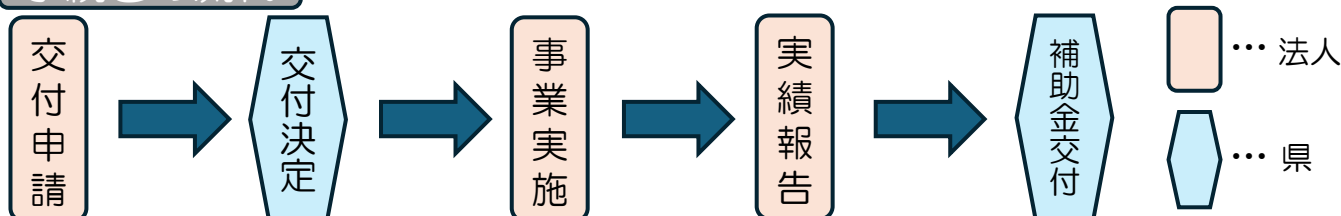
申請方法

新潟県電子申請システムから申請

補助メニュー・基準額・上限額

メニュー（区分）		基準額	上限額
人材確保体制構築支援事業	ア 研修体制の構築の支援	1事業所当たり 10万円	1事業所当たり 50万円
	イ 中山間・離島地域における採用活動の支援	1事業所当たり 30万円	
	ウ 経歴年数が少ないホームヘルパー等への同行（中山間離島地域に事業所が所在する場合）	（1）30分未満の同行支援 1回につき 3,500円 （2）30分以上の同行支援 1回につき 5,000円 ※経歴年数の短いヘルパー 1人につき30回まで	
	エ 経歴年数が少ないホームヘルパー等への同行（中山間離島地域以外に事業所が所在する場合）	（1）30分未満の同行支援 1回につき 2,500円 （2）30分以上の同行支援 1回につき 4,000円 ※経歴年数の短いヘルパー 1人につき30回まで	
	オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（人材確保に関する経費）	（1）新規職員の採用等に係る費用 1事業所当たり 30万円 （2）休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費 1事業所当たり 20万円 （3）同一法人内の応援・派遣に係る経費 1事業所当たり 10万円	
経営改善支援事業	ア 経営改善の支援	1事業所当たり 40万円	1事業所当たり 329万4千円
	イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化する登録ヘルパー等 1人につき 1月当たり 10万円 ※3か月まで	
	ウ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1事業所当たり 30万円	
	エ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者の引継等に関する経費）	1事業所当たり 10万円 ※周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円	
地域の体制づくりの支援事業	ア 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援	（1）訪問機能の導入に係る経費 1事業所当たり 150万円 （2）訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費 1事業所当たり訪問 1回につき 1,000円 （導入後6か月間を上限に訪問回数が300回/月に達するまで）	1事業所当たり 329万4千円
	イ 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援	（1）訪問介護事業所のサテライトの設置に係る経費 サテライト 1箇所あたり 150万円 （2）サテライト設置後、一定期間の経営安定化の支援に係る経費 サテライト 1箇所あたり 100万円 （設置後6か月間を上限とする）	1事業所当たり 250万円

手続きの流れ



■実施要領・申請書様式等は、以下の県ホームページをご確認ください。

<<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/houmonkaigo-taiseikakuho.html>>

■問い合わせ先

新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課 介護人材確保係

電話：025-280-5272（直通）

E-mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp